

消費者裁判手続特例法の運用の現状とその課題



大高 友一 Otaka Tomokazu 弁護士

中本総合法律事務所パートナー。企業法務全般のほか消費者契約法等の消費者取引を専門とする。集合訴訟には海外の実情も含めて精通する。消費者庁「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」委員



2016年10月に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下、特例法)が施行されてから5年半余りが経過しました。本稿では、特定適格消費者団体による消費者被害回復案件への取り組みの実情を明らかにしつつ、特例法のさらなる活用に向けた課題について言及します。

特定適格消費者団体による
消費者被害回復への取り組みの現状

特例法の施行から現在までに4団体が特定適格消費者団体の認定を受けています*1。

特定適格消費者団体が公表する情報によれば、2022年6月15日時点で合計19件(共通義務確認訴訟の提訴事案4件、申入事案15件)の特例法による消費者被害回復案件が取り組まれています。このうち契約取消や条項の無効を理由とする不当利得にかかる請求の事案が最も多く10件。次に多いのは、民法の規定による不法行為に基づく損害賠償請求の事案で7件。このほか、契約上の債務履行請求と思われる事案、債務不履行による損害賠償請求と思われる事案が各1

件あります。以下、紙幅の関係もあり、提訴事案の概要のほか、申入事案のうち重要と思われるものを紹介します。

(1) 提訴事案*2

①東京医科大学入試における不当な得点調整に関する損害賠償請求(COJ、提訴日2018年12月17日)*3

女性や浪人生等に対する不利益な選考が行われていたことを明らかにせず入学試験を実施したことが不法行為に当たるなどとして、不合格者への入学検定料等相当額の損害賠償を求めた事案です。入学検定料等の返還義務を認める旨の判決が確定した後、簡易確定手続において和解がなされ被害回復が実現しています。

②情報商材の販売に関する損害賠償請求(COJ、提訴日2019年4月26日)*4

いわゆる情報商材につき虚偽もしくは誇大な効果を強調した説明によって販売したことが購入者に対する不法行為に当たるとして、販売業者等に対して、支払済み代金相当額の損害賠償を求めた事案です。

しかし、第一審判決は、購入者にも一定の過

*1 特定非営利活動法人消費者機構日本(COJ)、特定非営利活動法人消費者支援機構関西(KC's)、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会(なくす会)、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道(ホクネット)の4団体(2022年6月現在)

*2 各事案の概要等は、各注記のほか、『現代消費者法』50号(2021年)4ページ以下の「特集 消費者裁判手続特例法の見直しへ向けて」を参照

*3 事案の概要等は本特集3のほか、http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_211025_01.htmlを参照

*4 最新の状況等は、http://www.coj.gr.jp/trial/topic_220107_01.htmlを参照

失が認められ、その過失の程度は購入者ごとに異なるなどとして、本制度の訴訟要件の1つである支配性の要件を満たさないものとして訴えを却下しました。また、控訴も棄却され、2022年6月現在、最高裁に上告中です。

③順天堂大学医学部入試における不当な得点調整に関する損害賠償請求(COJ、提訴日2019年10月18日)*⁵

東京医科大学と同様の事案です。入学検定料等の返還義務を認める旨の判決が確定し、2022年6月現在、簡易確定手続がなされています。

④「給与ファクタリング」業者(株)ZERUTAに対する損害賠償請求(なくす会、提訴日2020年6月8日)*⁶

給料の一部を買い取ったとして給料日前に現金を渡し、差額を手数料として受け取る「給与ファクタリング」というしくみが、実質的には利息制限法等違反の金銭貸付けで不法行為に当たるとして、運営会社に対して、支払済み金銭相当額の損害賠償を求めた事案です。この事案では、提訴に先立ち、特例法に基づく仮差押えが初めて申し立てられ、少額であったものの一定の資産保全が図られていました。また、この仮差押えの担保金については、国民生活センターの立担保援助手続が活用されました。

その後、運営会社の損害賠償義務を認める判決が確定し、簡易確定手続において、一部にはとどまったものの、保全資産を原資とする被害回復が実現しました*⁷。

(2) 申入事案

提訴事案だけでなく、訴訟外での被害回復の申入れも一定の成果を上げてきています。代表的なものが、葛の花由来イソフラボン配合の機能性表示食品の広告を不実告知とする返金等の申入事案(KC's、2018年3月5日申入れ)です*⁸。

これは、^{そうしん}瘦身効果を標ぼうする機能性表示食品を販売していた16社に対し景品表示法違反の優良誤認表示を行っていたとして措置命令がなされたことを受け、これらの表示は消費者契約法上の不実告知にも該当するとして、自主的に返金を行った1社を除く15社に対し、購入者への通知と返金を申し入れたものです。大半の事業者は申入れに応じ、1万6000名を超える購入者への返金を実現しました。

特例法の運用の現状に対する評価と課題

このように特定適格消費者団体の特例法による被害回復への取り組みは、一定の成果を上げてはいるものの、活発に利用されているとは言い難いところです。消費者庁において2021年3月から9月にかけて開催された「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」(以下、検討会)の最終報告書(以下、検討会報告)*⁹においても、特例法による被害回復への取り組みは「広がりや欠けている」と評価されています。

この検討会での議論も踏まえ、特例法の課題と考えられる点のうち、とりわけ重要と思われるものを紹介します。

(1) 取り組みの対象とし得る事案の限定

最も大きな課題は、現行の特例法では、被害回復に取り組める事案が限られているという点です。検討会報告は、現行の特例法における次の3つの限界を指摘しています。

① 現行法が対象外としているために事案の本質が捉えられない

例えば、東京医科大学入試の事例では、入学検定料等の返還に加えて慰謝料請求も想定され、むしろ慰謝料のほうがこの事案における本質的な請求となるべきところ、現行の特例法では慰

*5 最新の状況等は、http://www.coj.gr.jp/trial/topic_220427_01.html を参照

*6 立担保援助手続の活用を含む事案の詳細は、長田淳「給料ファクタリング事業者に対する集団的消費者被害回復請求事例報告」『現代消費者法』50号(2021年)16ページ以下を参照

*7 被害回復の詳細等は、<http://saitama-higainakusukai.or.jp/correction/recovery.html#zeruta> を参照

*8 申入れ概要等は http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000863 を参照

*9 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_003/assets/consumer_system_cms201_211008_01.pdf

謝料請求を対象とはできない限界があります。

また、販売預託商法などの悪質事案では黒幕的な人物に資産が流出していることも珍しくないところ、現行法は、対象消費者と被告となるべき者との間に契約関係があることを原則としていることから、このような黒幕的な人物に対する共通義務確認訴訟の提起は難しいという限界も指摘されています。

このようなことから、特例法の対象事案、被告の範囲等の要件についての見直しが課題となっていました。

②情報・資料の取得手段が限られていることにより見通しが立てられない

特定適格消費者団体は、消費者からの情報提供やPIO-NET情報など、消費者被害に関する端緒情報については、一定程度入手が可能です。しかし、提訴の是非判断に当たって重要となる、事業者の責任や資産の有無に関する情報や資料の取得手段は限られています。

このようなことから、国や地方自治体が保有する行政処分のための情報の提供の可否や、事業者の財産に関する情報の取得の可否などが課題となっていました。

③対象消費者にとっての費用対効果の観点から提訴を断念せざるを得ない

共通義務確認訴訟の勝訴判決が確定した場合、現行法では、特定適格消費者団体は原則として簡易確定手続の申立てが義務づけられます。しかし、簡易確定手続には相当な手間と費用がかかります。このため、事業者に資産があることが確実な事案でない限り、特定適格消費者団体としては提訴に踏み切れないという問題が指摘されていました。

このようなことから、簡易確定手続の申立義務の緩和や申立期間の延長などの手続の柔軟化が課題となっていました。

(2) 特定適格消費者団体の対応可能性の限界

次に、特例法の担い手となる特定適格消費者団体の体制的・財政的な面での限界も、特例法

の活用が進まない重要な要因の1つであり、解決が必要な課題です。

そもそも、特定適格消費者団体は全国で4団体しか存在せず、地域的な広がりも欠けています。それだけでなく、各団体の体制や財政基盤は、特例法による被害回復手続を担うには必ずしも潤沢ではなく、対象消費者の数が例えば数万人規模の事案となれば、通知義務や授権受付、債権確定手続などの簡易確定手続におけるさまざまな手続負担を担い切れぬおそれのあることが指摘されています。

被害者が多数に上るがゆえに特定適格消費者団体が被害回復への取り組みを断念するとなれば本末転倒であり、特定適格消費者団体の事務負担の軽減や、簡易確定手続における特定適格消費者団体・事業者・行政の役割分担の見直し、制度を支える支援体制の整備等が課題となっていました。

検討会報告と改正法案の提出

検討会では、このような課題のほか、現在の特例法に関するさまざまな課題が議論され、検討会報告においては、これらの課題を解決するために必要と考えられる対応が取りまとめられました。その後、この検討会報告の内容を踏まえた特例法の改正法案が2022年3月1日に国会に提出され、5月25日に成立し、6月1日に公布されています。この改正法の内容については、**本特集2**をご参照ください。

おわりに

以上、特例法の運用の実情を明らかにしつつ、その課題を紹介してきました。まだまだ十分に活用がされているとはいえ現状ですが、これまでに被害回復が実現した事案をみると、特例法があったからこそともいえる面があることは確かです。今回の改正法が一日も早く施行され、特例法が消費者の利益擁護のために真に意義のあるものとなることを願ってやみません。